



福山赤坂ロータリークラブ週報

第 554 回例会

2008 年 7 月 29 日(火)

2008~2009 年度

国際ロータリー会長 李 東 建

●会 長 佐藤俊之
●幹 事 今井尚正
●SAA 角田英純

●副会長 武田正敏
●会 計 武郷義昭
●副幹事 徳永雅俊

例会場 福山市赤坂町赤坂 1276

事務所 福山市赤坂町赤坂 1276

T E L (084)920-4141

F A X (084)920-4140

ホームページ <http://www.fa-rc.jp>

E-mail fa-rc@aurora.ocn.ne.jp

例会日 毎週火曜日 12:30~13:30

◆ 谷原さん子息の結婚祝い



◆会長報告

皆さんこんにちは。

本日 11 時 30 分より福山赤坂ロータリークラブ事務局において、7 月度の理事会を開催いたしましたのでそのご報告をさせていただきます。

① 7 月度の予算実行状況が承認されました。

② 会員増強 DVD 購入の件を承認されました。

③ 角田浩樹会員入籍の件を報告いたします。

以上で理事会の報告を終わります。

さて、毎月行われております理事会ですがロータリー情報マニュアル等によりますと、理事会は審議機関であり、議会に相当し、代表権者は会長となっております。理事会において決定した事案を実行するのが執行機関（役員）であり、内閣に相当し、代表権者は幹事であります。

総会を最高の議決機関とする一般の常識はロータリーには適用されず理事会が全ての議案に関する先議権を持ち、クラブ事項に関する理事会の決定は最終決定となります。クラブの代表権者は会長と幹事ですが、この代表権者といえども理事会の決定が優先し、仮に会長、幹事が他クラブや R I と約束事をしたとしても、理事会がこれを拒否すれば無効となります。理事会の決定を覆す為には、定足数を満たした例会で 3 分の 2 以上の賛成を得なければなりません。このように、理事会が大きな権限と責任を持つ事を意味するので、議事の提案に当たっても事前に充分会員の意見を聞く配慮が必要であり、決定に当たっても理事全員のコンセンサスを得るべきという理由から、理事会の決定については、過半数主義を採らず全員一致主義を採用しているクラブも多いそうです。会員の入会や会員身分の終結も、理事会の決定によって確定するので、慎重かつ適正な決定が必要となります。会員の皆様も、福山赤坂ロータリークラブをますます発展、楽しめるクラブにする為多くのご意見等を理事に提案していただければ、議案として理事会において審議、承認させていただきます。

会員の皆様のご協力をお願いして会長の時間を終わらせて頂きます。

◆幹事報告

2710 地区長期ビジョン検討委員会より 2008-09 年度第 2710 地区長期ビジョン

(例会変更)

府中 R C 8 月 5 日 (火) → 同日 18:30～ ますや 納涼夜間例会
8 月 12 日 (火) 休会

◆出席報告 ○会員数 37 名 ○出席率 82.85%

欠席者 6 名 佐藤(直)さん 西さん 角田(浩)さん 谷口さん 岩永さん
西川さん

○補正出席率 7 月 15 日 91.66% メイクアップ 谷口さん 谷原さん 角田(浩)さん

◆申告スマイル

佐藤俊之会長……本日のプログラムは藤原 茂会員の卓話です。お話楽しみにしております、よろしくお願いいたします。

武田正敏さん……本日の理事会にて、慎重審議、有意義でした。ありがとうございます。

今井尚正幹事……藤原 茂さん、本日の卓話楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

藤原美則さん……先般、赤坂町の文化連盟主催で、赤坂町内の文化財を訪ねる会が開催され、私宅を 20 名ほど訪ねてくれました。その際、太田古墳出土品（福山市重要文化財指定 藤原美則蔵）について 1 時間ほどお話をさせていただきました。

徳永雅俊さん……息子の高校、島根の開星高校が甲子園出場となりました。息子も今日ベンチ入りメンバーと一緒に甲子園に出発しました。少しだけ応援よろしくお願いいたします。

谷原直人さん……仕事のため 2 週連続休みしたのでスマイルします。また、本日は藤原会員卓話よろしくお願いいたします。

藤原 茂さん……皆さん知っているような知らない自動車リサイクル法です。皆さんに理解できるよう説明出来ますでしょうか？よろしくお願いいたします。

角田英純さん……本日の会員卓話は藤原 茂さんです。楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

◆プログラム：会員卓話：「自動車リサイクル法について」：藤原 茂さん

1. 2005 年 1 月リサイクル法施行
2. リサイクル法とは香川県豊島で端を発したごみ問題でした。自動車ボディーから発生する後目とフロンの処理代です。
3. リサイクル料金の平均間額は軽四を含む 1 代 10,000 円
4. 平均解体（廃車）までの年営新車から 13 年～15 年
5. リサイクル料金を管理する団体は、財団法人・自動車リサイクルセンターです。（自動車メーカー）全社共同
6. 日本国内の登録台数は 7,500 万台
7. 7,500 億円のお金が預託済みで、常時プールしてある状態です。
8. 毎年 500 万代が解体で発生。その中 130 万台が輸出。
9. 残り 370 万台が解体で全国、私同様の業者は約 840 件あります。
10. 130 万台の輸出は全世界で①ロシア ②U A E ③ニュージーランド ④チリ ⑤カザフスタン



⑥南アフリカ 他 50 カ国

11. 私どもの業者のリサイクル料金の緒々の手数料の内訳は、 解体・破砕業者：2000 円 シュレッダー業者 6000 円 リサイクルセンター事務費：2000 円
12. リサイクル料金は中古車として販売、または下取りに出した場合は車両台とリサイクル料金を受け取ってください。リサイクル料金は配車できる「権利」になるので、車の所有者に支払い義務が発生します。リサイクル料は最終所有者が負担するものです。
13. 私の推測ですが年間 20 万台が行方不明になっていると思われます。それで、生じた余剰金に関しての行き先はわかりません（20 億円）
14. 離島の不法投棄の支援は、余剰金以外の預託金が使われていると思われます。

◆次回例会 8月12日（火） 休会
 8月19日（火） 会員増強月間